

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 嫩恋村

区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
その他	助成 嫩恋村住宅改修等助成金	1. 助成の対象となる住宅は、助成を受けようとする者が村内に所有又は新築する住宅等とする。 2. 助成対象となる工事は、村内施工業者による村内で施工される新增改築工事であること。 3. 太陽光発電、太陽温水設備の設置(備品購入のみは対象外)	(1)継続して村内に1年以上住民登録していること、若しくは住民登録が1年未満であっても対象工事終了後その工事を行った物件に1年以上継続して居住し、同時に住民登録をすること。 (2)助成の対象となる住宅の所有者又は新築の場合は建築主及び所有者と同一世帯に属する者全員が納付すべき村税その他の村に対する債務に滞納がないこと。 (3)所有者等又は所有者等と同一世帯に属する者で、所有者等に新增改築の承諾を得ているもので、当該住宅に現に居住又は居住見込みであること。 (4)新增改築工事について、本村の他の補助金や助成金等の交付を受けていないこと。	100分の20以内 上限20万円			工事着工前		観光商工課	0279-82-1293 https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/mura/shoukou/2016-0215-1900-26.html		